



平成 22 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社間組（呼称：ハザマ）  
代表者名 代表取締役社長 小野 俊雄  
（コード番号 1719 東証第 1 部）  
問合せ先 C S R 推進部長 馬場 義彦  
（TEL . 03 - 3588 - 5711）

### 第三者割当により発行される新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 12 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 22 年 12 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	125 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 70,000 円（総額 8,750,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：12,500,000 株 新株予約権の行使価額は当社普通株式の時価との関係で上方または下方に修正されますが、下限行使価額（35 円）を下回ることはありません。 上方修正または下方修正にかかわらず、潜在株式数は 12,500,000 株です。
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	868,750,000 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額に基づき計算した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 70 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 99% に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募 集 ま た は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当（安藤建設株式会社）
(8) そ の 他	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。

(注) 1 行使価額が修正または調整された場合、上記資金調達の額は増加または減少します。また、本新株予約権の行使が行使期間内に行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記資金調達額は減少します。

2 当社は、本新株予約権発行にかかる一連の手続きが、遅滞なく適切に行われることを確認しており

ます。

- 3 発行新株予約権数は、本新株予約権の権利行使後の持株比率等を勘案して決定しました。なお、権利行使後の持株比率については、「8. 第三者割当後の大株主及び持株比率」をご参照ください。

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「人々が安心して、快適な生活が営める環境を提供する」という建設業の使命を果たしていくとともに、建設事業環境の変化に時期を逸することなく対応し、新たな施策を打つことが必要不可欠であるとの認識に立ち、平成 22 年 3 月に「ハザマ第 4 次中期計画」を策定し、現在その達成に向けて取り組んでおります。

同中期計画においては、前中期経営計画の骨子でもある「採算性の最優先」、「経営資源の最適配分」、「技術力・現場力」などの施策を活かしつつ、受注競争の激化、顧客ニーズの多様化、市場の縮小など、さらなる環境の変化にも耐えうる事業基盤を早期に確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、

間接部門の効率化・簡素化を徹底し、事業環境の変化に見合うコスト構造とすること

最前線の現場と営業に経営資源を集中投入し、採算性と事業規模を確保すること

取組から完成迄の工事管理を徹底し、採算変動リスクを排除し利益を確保すること

を骨子とした施策を展開していくことを掲げております。

また、当社は、平成 15 年に安藤建設株式会社（以下「安藤建設」といいます。）と資本業務提携契約を締結し、同社に対して同年 12 月に第 1 種優先株式の割り当てを行うとともに、同社との間で本資本業務提携契約に基づき、大型建築案件・民間土木案件の共同受注、海外土木案件への共同取組、資機材の共同購買、共同技術開発、技術協力、社員教育の協力等を進めております。

そして平成 18 年 3 月には、資本業務提携をより強化するため、当時当社の親会社であった青山管財株式会社（平成 19 年 3 月 31 日解散）から、相対取引による株式取得により当社発行済株式の 10%（10,000,000 株）を安藤建設に取得していただくとともに、当社は平成 18 年 3 月 15 日付当社取締役会決議に基づく第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）を安藤建設に割り当てました。しかしながら、第 1 回新株予約権は、その後の当社株価の低迷等により現在まで権利行使されず、間もなく行使期間満了日（平成 22 年 12 月 24 日）を迎え、このまま権利行使されない場合は行使期間満了日をもって消滅いたします。

当社は、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、約 8 年間の資本業務提携で築かれた両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると考えております。

そこで、資本業務提携を今後も維持・推進していくにあたり、安藤建設に対して、第 1 回新株予約権がその行使期間満了日（平成 22 年 12 月 24 日）が経過するまで行使されないことを停止条件として、第 1 回新株予約権と同内容にて、本新株予約権を割り当てることといたしました。

当社は、当社発行済優先株式へ早期に対応することが経営の重要課題と認識しており、この課題に対処するため、安藤建設が本新株予約権を行使した場合、当該権利行使に際して払い込まれた資金を、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済または到来予定である当社発行済第 1 種優先株式（平成 20 年 12 月 25 日に到来済）または第 2 種優先株式（平成 22 年 12 月 25 日に到来予定）の買取資金の一部に充当することを予定しています。当社は、第 2 種または第 1 種優先株式を買い取った場合には、これを消却する予定であり、当該買取及び消却により、上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。なお、これらの優先株式の買取にあたっては、優先株主様の意向も踏まえ、十分に検討を重ねた上で実施する予定であり、正式に決まりましたら、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、速やかに開示させていただきます。

### （注） 1 当社発行済第 1 種優先株式

発行日	: 平成 15 年 12 月 24 日
発行済株数	: 750,000 株
発行価額の総額	: 30 億円

- |             |  |
|-------------|--|
| 株主（保有比率）    | : 株式会社みずほコーポレート銀行（50.00%）<br>三菱UFJ信託銀行株式会社（50.00%） |
| 取得請求期間      | : 平成20年12月25日から平成35年12月24日まで                       |
| 本日現在の取得請求状況 | : なし   |
- 2 当社発行済第 種優先株式
- |             |  |
|-------------|--|
| 発行日         | : 平成15年12月24日                                      |
| 発行済株数       | : 875,000株   |
| 発行価額の総額     | : 35億円   |
| 株主（保有比率）    | : 株式会社みずほコーポレート銀行（50.00%）<br>三菱UFJ信託銀行株式会社（50.00%） |
| 取得請求期間      | : 平成22年12月25日から平成37年12月24日まで                       |
| 本日現在の取得請求状況 | : 取得請求期間が到来していません                                  |
- 3 当社発行済第 種優先株式
- |             |  |
|-------------|--|
| 発行日         | : 平成15年12月24日                                      |
| 発行済株数       | : 875,000株   |
| 発行価額の総額     | : 35億円   |
| 株主（保有比率）    | : 株式会社みずほコーポレート銀行（85.71%）<br>三菱UFJ信託銀行株式会社（14.29%） |
| 取得請求期間      | : 平成24年12月25日から平成39年12月24日まで                       |
| 本日現在の取得請求状況 | : 取得請求期間が到来していません                                  |
- 4 当社発行済第 種優先株式
- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 発行日         | : 平成15年12月24日                |
| 発行済株数       | : 250,000株                   |
| 発行価額の総額     | : 10億円                       |
| 株主（保有比率）    | : 安藤建設株式会社（100.00%）          |
| 取得請求期間      | : 平成20年12月25日から平成35年12月24日まで |
| 本日現在の取得請求状況 | : なし                         |
- 5 当社発行済第1回新株予約権
- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 発行日         | : 平成18年3月31日               |
| 発行済新株予約権数   | : 125個                     |
| 発行価額の総額     | : 42,875,000円              |
| 保有者（保有比率）   | : 安藤建設株式会社（100.00%）        |
| 権利行使期間      | : 平成19年4月2日から平成22年12月24日まで |
| 本日現在の権利行使状況 | : なし                       |
- 6 当社発行済第 種から第 種優先株式は、平成15年12月、当社の財務基盤を強化するために、株式会社みずほコーポレート銀行（現在）、三菱UFJ信託銀行株式会社（現在）に、総額100億円の債務の株式化（デットエクイティスワップ）をしていただいたものです。また、当社発行済第 種優先株式は、同月、安藤建設との資本業務提携に基づきご出資いただいたものです。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先である安藤建設に対し、行使期間を平成23年6月25日から平成24年12月24日までとする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別添の新株予約権発行要項第11項に記載されています。）を第三者割当の方法によって割り当て、新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

今回発行する新株予約権の数については、本新株予約権の権利行使後の持株比率等を勘案して決定しま

した。権利行使後の持株比率については、「8. 第三者割当後の大株主及び持株比率」をご参照ください。

なお、権利行使期間の開始日（平成 23 年 6 月 25 日）につきましては、当社株価の動向等を勘案し、割当日から 6 ヶ月間据え置くこととしました。

## （2）本新株予約権を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載しておりますとおり、本新株予約権による資金調達が、以下の観点で当社にとって現時点における最良の選択であると判断し、本新株予約権の発行を決議いたしました。

安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であること。

今回の調達資金を、取得請求期間が到来済または到来予定である当社発行済第 種または第 種優先株式の買取資金の一部に充当し、買い取った第 種または第 種優先株式を消却することで、普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資すること。

### 【他の資金調達方法との比較】

社債や借入等による負債性の調達手法については、資金は調達できるものの、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、約 8 年間の資本業務提携で築かれた両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくとの目的に合致いたしません。

公募増資または第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に 1 株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。

本新株予約権の権利行使によって発行される当社普通株式の数は、当社株価に関係なく 12,500,000 株で固定されているのに対し、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）は、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であることが一般的であるため、転換により交付される株式の総数が確定せず、当社株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、このような転換社債型新株予約権を発行した場合には、既存の株式 1 株当たりの価値に及ぼす影響の予測が困難となるため、株主の皆様を不安定な状況に置くことになると考えられます。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### （1）調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	883,750,000 円
新株予約権の払込金額の総額	8,750,000 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	875,000,000 円
・ 発行諸費用の概算額	15,000,000 円
・ 差引手取概算額	868,750,000 円

（注）1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2 発行諸費用の概算額には、価値算定費用（3,000,000 円）、フィナンシャル・アドバイザー・フィー（10,000,000 円）並びに弁護士費用、司法書士費用及び登記費用等（2,000,000 円）を見込んでおります。なお、消費税等は含まれておりません。

3 行使価額が修正または調整された場合、上記差引手取概算額は増加または減少します。また、本新株予約権の行使が権利行使期間内に行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社が発行済である第 種または第 種優先株式の買取資金の一部	868,750,000 円	平成 23 年 6 月～ 平成 24 年 12 月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済または到来予定である当社発行済第 種(平成 20 年 12 月 25 日に到来済)または第 種優先株式(平成 22 年 12 月 25 日に到来予定)の買取資金の一部に充当することを予定しています。当社は、第 種または第 種優先株式を買い取った場合には、これを消却する予定であり、当該買取及び消却により、第 種または第 種優先株式の上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れることから、既存株主をはじめとするステークホルダーの皆様の利益に資するものと考えております。なお、これらの優先株式の買取にあたっては、優先株主様の意向も踏まえ、十分に検討を重ねた上で実施する予定であり、正式に決まりましたら、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、速やかに開示させていただきます。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で割当日までに締結する予定の本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権 1 個の払込金額の算定を、第三者算定機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社(所在地:東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号 大手センタービル 16 階、資本金 2 億円、代表者:代表取締役社長 池森 俊文)に依頼しました。当該算定機関は、当社の株価、当社株式の変動率、安全利子率、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を置き、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社は、当該価格算定機関による算定評価結果である 70,000 円を、本新株予約権 1 個の払込金額といたしました。

上記算定根拠による発行条件についての考え方及びそのプロセスについて、当社は成和明哲法律事務所(所在地:東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー 31 階、弁護士:辺見 紀男)による、上記価格算定機関が算定した本新株予約権の公正価値と本新株予約権の払込金額が等しい額であることから、本新株予約権の発行が会社法第 238 条第 3 項第 2 号の「特に有利な金額」による発行には該当しない旨の法律意見書を参考に、また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の発行条件が合理的であると判断しております。

これらの結果、当社監査役 4 名全員(うち社外監査役 2 名)も、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利でないとの意見を述べております。

また、本新株予約権の発行を行うことを決議した平成 22 年 12 月 6 日開催の取締役会には、安藤建設出身の代表取締役副社長 1 名、社外監査役 1 名が出席しておりますが、2 名とも安藤建設(グループ会社を含む。)を既に退社しており、特別の利害関係を有しないことから、審議及び決議には問題がないと判断しております。

本新株予約権の当初行使価額については、市場価格と同一にするという観点から、平成 22 年 12 月 3 日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値といたしました。

上記当初行使価額は、本新株予約権の第三者割当に関する当社取締役会決議日の前営業日までの 1 か月

間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値に対して 9.62%のプレミアム、当該決議日の前営業日までの3か月間の終値平均値に対して 5.55%のプレミアム、当該決議日の前営業日までの6か月間の終値平均値に対して0.87%のディスカウントとなっております。

取締役会決議日の前営業日の終値を本新株予約権の当初行使価額の基礎とした理由は、上場株式の公正な価格を算定するには、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したからであります。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、当社の議決権総数 986,561 個（平成 22 年 9 月 30 日現在）に対して最大 12.7%の希薄化が生じます。しかしながら、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」のとおり、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付された、取得請求期間が到来済または到来予定である当社発行済第 種または第 種優先株式の買取資金の一部に充当し、買い取った第 種または第 種優先株式を消却することで、上記取得請求権及び取得条項による普通株式の希薄化を一定程度抑制できるとともに、優先株式配当金の負担軽減が図れること、及び平成 15 年からの安藤建設との資本業務提携を今後も維持・推進していくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると当社が考えていることを踏まえ、今回の資金調達で予定される新株予約権の発行数量及び普通株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	安藤建設株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区芝浦三丁目 12 番 8 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山田 恒太郎	
(4) 事 業 内 容	建設業及び不動産業	
(5) 資 本 金	89 億 8,552 万円	
(6) 設 立 年 月 日	大正 7 年（1918 年）3 月 20 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	85,488,000 株	
(8) 決 算 期	3 月末日	
(9) 従 業 員 数	（連結）1,885 人	
(10) 主 要 取 引 先	（販売先）国土交通省、民間会社 （仕入先）工事会社、資材会社	
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほコーポレート銀行、三菱東京 UFJ 銀行、中央三井信託銀行、三井住友銀行	
(12) 大株主及び持株比率 （右記のほか、自己株式が 3.25%ある。）	安藤建設株式会社社員持株会	4.85%
	安藤建設株式会社藤花持株会	4.69%
	株式会社みずほコーポレート銀行	3.61%
	宮田毛織工業株式会社	3.28%
	明治安田生命保険相互会社	3.19%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・CMTB エクイティインベストメンツ株式会社信託口）	2.87%
株式会社東京都民銀行	2.23%	

	シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップ パリュポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2.03%
	安藤フサ	1.83%
	朝日生命保険相互会社	1.59%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	割当予定先が保有している当社の株式数：10,250,000株 (内訳) 普通株式 10,000,000株、第 種優先株式 250,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数：ありません。
人的関係	割当予定先からは、当社の代表取締役副社長 1名と社外監査役 1名を派遣していただいております。 上記以外に、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	割当予定先とは、共同受注、共同購買等を進めております。 上記以外に、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位：百万円。特記しているものを除く。)

決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連結純資産	27,925	25,143	26,130
連結総資産	175,254	168,949	133,168
1株当たり連結純資産(円)	335.48	302.13	312.31
連結売上高	251,394	226,398	159,725
連結営業利益	2,747	4,258	2,644
連結経常利益	1,985	3,161	1,706
連結当期純利益	1,130	622	646
1株当たり連結当期純利益(円)	13.67	7.53	7.81
1株当たり配当金(円)	5.00	5.00	5.00

(平成 22 年 9 月末時点。特記しているものを除く。)

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である安藤建設は当社の資本業務提携先であり、平成 15 年の資本業務提携契約締結以来、大型建築案件・民間土木案件の共同受注、海外土木案件への共同取組、資機材の共同購買、共同技術開発、技術協力、社員教育の協力等を進めております。

当社は、安藤建設との資本業務提携を引き続き推進し、両社の信頼・協力関係を一層深め、相互に競争力・収益力を向上させていくことが、厳しい経営競争に勝ち抜くために必要不可欠であると考えており、第 1 回新株予約権がその行使期間満了日(平成 22 年 12 月 24 日)が経過するまで行使されないことを停止条件として、第 1 回新株予約権と同内容にて、本新株予約権を割り当てることといたしました。

(注) 本新株予約権の割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせん及び紹介を受けて行われたものではありません。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、当社の取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと、及び有価証券上場規程施行規則第436条第6項に則り、本新株予約権の権利行使により交付される当社普通株式（以下「対象株式」といいます。）を取得後6か月間（以下「継続保有期間」といいます。）継続保有することを約す予定です。

また、当社は、割当予定先が資本業務提携の趣旨に則り対象株式を継続保有する方針であることを確認しております。

なお、本新株予約権の発行は東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第2項、同施行規則第436条第6項の要件を満たすことから、割当予定先に対して権利行使を制限する措置は講じません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成22年6月29日付で提出している有価証券報告書及び平成22年11月12日付で提出している第2四半期報告書における財務諸表で、割当予定先が払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。また、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨、平成22年12月6日付の文書にて報告を受けております。

以上の点に加え、当社が安藤建設と資本業務提携契約を締結していること等を勘案し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社と割当予定先との間において、対象株式に関連する株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

なお、当社と割当予定先は、有価証券上場規程施行規則第436条第6項に則り、本新株予約権買取契約において、継続保有期間中に当該対象株式に係る株券等貸借取引を行わないことを約す予定です。

(6) 店頭デリバティブ取引に関する契約

当社と割当予定先は、有価証券上場規程施行規則第436条第6項に則り、本新株予約権買取契約において、当該契約の調印日以降（割当日までに調印することを予定しております。）継続保有期間が終了するまでの間、当該対象株式に係る店頭デリバティブ取引を行わないことを約す予定です。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

普通株式

募集前（平成22年9月30日現在）		全権利行使後	
安藤建設株式会社	10.00%	安藤建設株式会社	20.00%
株式会社みずほコーポレート銀行	4.41%	株式会社みずほコーポレート銀行	3.92%
ハザマグループ取引先持株会	3.60%	ハザマグループ取引先持株会	3.20%
朝日生命保険相互会社	2.55%	朝日生命保険相互会社	2.26%
三菱UFJ信託銀行株式会社	2.40%	三菱UFJ信託銀行株式会社	2.14%
ハザマグループ従業員持株会	2.37%	ハザマグループ従業員持株会	2.11%
昭和地所株式会社	2.07%	昭和地所株式会社	1.84%
シービーエヌワイデイエフエイインター ナショナルキャップバリュポートフォ リオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会 社）	1.62%	シービーエヌワイデイエフエイインター ナショナルキャップバリュポートフォ リオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会 社）	1.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口4）	1.51%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口4）	1.34%



日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.49%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.32%
---------------------------	-------	---------------------------	-------

- (注) 1 上記持株比率は、自己株式(1,179,485株)を含めて算出しております。  
2 上記持株比率のうち全権利行使後のものは、本新株予約権の権利行使状況(権利行使されない場合を含む。)により変わる可能性があります。

#### 第 種優先株式

募集前(平成22年9月30日現在)			全権利行使後		
株式会社みずほコーポレート銀行	375,000株	50.00%	株式会社みずほコーポレート銀行	375,000株	50.00%
三菱UFJ信託銀行株式会社	375,000株	50.00%	三菱UFJ信託銀行株式会社	375,000株	50.00%

#### 第 種優先株式

募集前(平成22年9月30日現在)			全権利行使後		
株式会社みずほコーポレート銀行	437,500株	50.00%	株式会社みずほコーポレート銀行	437,500株	50.00%
三菱UFJ信託銀行株式会社	437,500株	50.00%	三菱UFJ信託銀行株式会社	437,500株	50.00%

#### 第 種優先株式

募集前(平成22年9月30日現在)			全権利行使後		
株式会社みずほコーポレート銀行	750,000株	85.71%	株式会社みずほコーポレート銀行	750,000株	85.71%
三菱UFJ信託銀行株式会社	125,000株	14.29%	三菱UFJ信託銀行株式会社	125,000株	14.29%

#### 第 種優先株式

募集前(平成22年9月30日現在)			全権利行使後		
安藤建設株式会社	250,000株	100.00%	安藤建設株式会社	250,000株	100.00%

### 9. 今後の見通し

今回の資金調達、平成23年3月期の業績予想(平成22年11月12日発表)に与える影響はありません。なお、今回資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、財務体質の強化に寄与するものと考えております。

### 10. 企業行動規範上の手続き

#### 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではない(新株予約権または取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績(連結)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	221,003百万円	224,276百万円	191,877百万円
連結営業利益	4,442百万円	4,446百万円	1,750百万円
連結経常利益	2,400百万円	2,655百万円	581百万円
連結当期純利益	843百万円	1,002百万円	1,743百万円

1株当たり連結当期純利益	5.62円	7.07円	20.45円
1株当たり配当金	1.5円	1.5円	
1株当たり連結純資産	198.06円	191.04円	172.06円

(2) 現時点における発行済普通株式数及び潜在普通株式数の状況(平成22年9月30日現在)

	普通株式数	発行済普通株式数に対する比率
発行済普通株式数	100,000,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在普通株式数	62,487,096株	62.5%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在普通株式数	74,257,342株	74.3%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在普通株式数	57,196,090株	57.2%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	160円	106円	84円	84円
高値	165円	127円	122円	96円
安値	85円	65円	75円	57円
終値	108円	83円	84円	70円

(注) 平成23年3月期については、平成22年12月3日現在で表示しております。

最近6か月間の状況

	平成22年7月	平成22年8月	平成22年9月	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月
始値	75円	73円	70円	72円	60円	66円
高値	78円	76円	76円	74円	68円	70円
安値	72円	69円	69円	57円	57円	65円
終値	74円	69円	70円	60円	67円	70円

(注) 平成22年12月の株価については、平成22年12月3日現在で表示しております。

発行決議日前営業日における株価

	平成22年12月3日
始値	68円
高値	70円
安値	67円
終値	70円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

なし

12. 発行要項

別紙「株式会社間組第2回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

以上

(別紙)

## 株式会社間組第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社間組第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数  
125個
3. 本新株予約権の払込金額の総額  
8,750,000円とする。
4. 本新株予約権の申込期間  
平成22年12月25日
5. 本新株予約権の割当日  
平成22年12月25日
6. 本新株予約権の払込期日  
平成22年12月25日
7. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべてを安藤建設株式会社に割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式12,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)。ただし、本項第(2)号ないし第(5)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第12項の規定に従って行使価額(第10項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第12項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第12項第(2)号に定める場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

9. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり70,000円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.70円）

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額は、当初70円とする。ただし、行使価額は第11項又は第12項に従い、修正又は調整されることがある。

11. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値のない場合は、前取引日における終値）の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、第12項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた決定日価額が35円（以下「下限行使価額」という。ただし、第12項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後

の行使価額は下限行使価額とする。

## 12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てする場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。）

調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約

権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日））の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1

円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 第11項又は本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の修正又は調整を行うとき（第11項の定めにより下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 13. 本新株予約権の権利行使期間

平成23年6月25日から平成24年12月24日まで（ただし、第15項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、当社取締役会が定める取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。）。ただし、権利行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

#### 14. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 15. 本新株予約権の取得

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第19項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、前二号に基づき、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
- (4) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

19. 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 CSR推進部  
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

20. 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部  
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

21. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。なお、



新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権者は会社法第290条の請求をすることはできないものとする。

22. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、法令及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

23. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込みをなすべき額の算定理由

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の買取契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権1個の払込金額の算定を、第三者算定機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に依頼した。当該算定機関は、当社の株価、当社株式の変動率、安全利子率、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を置き、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定している。

また、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株式価格、当該株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状況、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数、株式市況の動向、これらから予測される株式の消化可能性等の諸事情を勘案し、当社の目的実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを、公募増資、転換社債型新株予約権付社債の発行その他の資本調達手法との比較を踏まえて総合的に検討した。

これらを前提に、上記公正価値を下回らず、かつ新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって合理的な発行価額であると当社が判断した70,000円を、新株予約権の1個当たりの発行価額とした。

また、新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成22年12月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力が発生すること、及び当社第1回新株予約権の全部又は一部が平成22年12月24日まで行使されないことを条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上